

消 防 危 第 42 号  
平成 30 年 3 月 29 日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長  
( 公 印 省 略 )

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考と  
してください。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対  
してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言と  
して発出するものであることを申し添えます。

なお、法令名について次のとおり略称を用いたので御承知願います。

危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）・・・・・・・・政令  
危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）・・・・・・・・規則

(問い合わせ先)  
消防庁危険物保安室  
担当：池町係長、大津事務官  
TEL 03-5253-7524  
FAX 03-5253-7534

(給油取扱所関係)

問1 給油取扱所において、危険物を取り扱う配管として用いる合成樹脂製の管に次の保護措置が講じられている部分について、政令第17条第1項第8号イにおいてその例によるものとされる政令第13条第1項第10号においてその例によるものとされる政令第9条第1項第21号イの適用に当たり、地盤面上を走行する車両による活荷重が直接配管に加わらない構造のものとして、当該車両からの活荷重によって生ずる応力を考慮しなくてよいか。

- 1 厚さ15センチメートル以上の鉄筋コンクリート舗装下に設けられた、合成樹脂製の管を保護するためのコンクリート製又は鋼製の管等の保護構造物を設置する。
- 2 保護構造物は、鉄筋コンクリート舗装を通じて、地盤面上を走行する25トンの車の活荷重によって生ずる応力に対して、十分な強度を有し、変形等が生じない構造のものとする。
- 3 保護構造物と合成樹脂製の管との間は、合成樹脂製の管に応力が集中しないよう、山砂等の充填又は間隙を設ける。

答1 お見込みのとおり。

問2 給油取扱所の周囲には、自動車等の出入りする側を除き、火災による被害の拡大を防止するための高さ2メートル以上の塀又は壁を設けることとされているが、給油取扱所から自動車等が出る際に交通事故が発生するおそれがあるもの等については、視認性確保のため、周囲の状況等から判断して延焼危険性が低い場合、政令第23条を適用し、政令第17条第1項第19号に規定されている塀又は壁に道路境界線から1メートル以内に限り、切欠きを設けてよいか。

答2 切欠きを設けた塀又は壁において、規則第25条の4の2第2号を満たす場合は、差し支えない。

例図

